会 議 概 要

審議会等の名称		平成28年第2回市川市下水道事業審議会			
開催日時		平成28年11月11日(金) 午後2時00分 ~ 午後3時30分			
開催場所		市川南仮設庁舎 2階 会議室1			
出	委員	森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、塚越委員、 知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、 高橋伸生委員、保坂委員			
者	所管課	河川・下水道管理課			
	関係課 水循環推進課、河川・下水道整備課				
議題及び会議の概要			公開・非公開の別	非公開の場合の理由	
1. 市川市合流式下水道緊急改善事業の 事後評価について (意見聴取)			公開,非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
2. 市川市下水道条例の一部改正(案)について (報告)			公開)非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
傍聴	者の人数	0 人			
資料1:市川市合流式下水道緊急 資料2:市川市下水道条例の一部で 参考資料:広報いちかわ平成28年			列の一部改正(案)	について	
特言	己事項				
所	管 課	水と緑の部 河川・下水道管理課(内線:5823)			

様式第3号別紙

平成28年度第2回市川市下水道事業審議会会議録(詳細)

- 1 開催日時:平成28年11月11日(金)午後2時~午後3時30分
- 2 場 所:市川市役所 市川南仮設庁舎 2階 会議室1
- 3 出席者:

委員 森田会長、杉浦副会長、竹内委員、宮本委員、増田委員、塚越委員 知久委員、井上委員、小川委員、小野委員、幸前委員、澤田委員、 高橋伸生委員、保坂委員

市川市 森川泰和(水と緑の部長)、宮間政行(水と緑の部次長)、高久利明 (水と緑の部次長)、水橋範行(水循環推進課長)、岩井忠良 (河川・下水道管理課長)、八田一生(河川・下水道整備課長)、 大塚信之(河川・下水道管理課副参事)、林稔洋(水循環推進課主幹)他

4 会議内容:

- 1 市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について(意見聴取)
- 2 市川市下水道条例の一部改正(案)について(報告)

《配布資料》

- ・資料1 市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について
- ・資料2 市川市下水道条例の一部改正(案)について

《参考資料》

・広報いちかわ平成28年9月3日号(抜粋)

【 開会前 審議会の成立の宣告 】

森田会長 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうご ざいます。

まず、はじめに、本日は、学識経験者の高橋岩人委員が所用のため欠席との連絡がございました。

また、ご報告致しますけれども、15名中のうち14名の委員の方が 出席されておりますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定 によりまして、本審議会が成立ということでございます。

【 午後2時00分開会 】

[次第1. 開会宣言]

森田会長: それでは、只今から平成28年度第2回市川市下水道事業審議会を 開会致します。

> 審議に入る前に資料の確認を致します。事務局より資料の確認を お願いします。

事務局: 事務局を担当します河川・下水道管理課の水原と申します。本日は、よろしくお願い致します。

それでは、早速、本日の審議会で説明に使用致します資料の確認 をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・資料1 市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について
- ・資料2 市川市下水道条例の一部改正(案)について

《参考資料》

・広報いちかわ平成28年9月3日号(抜粋)

事務局からは、以上でございます。会長、議事の進行をよろしく お願い致します。

森田会長: ありがとうございました。

傍聴人の方がこの審議会にいらっしゃる場合は、規定に基づいて、皆さんの了解を得なければなりませんが、今日は、今のところ

傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま審議を続けていきた いと思います。

[次第2. 市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について (意見聴取)]

森田会長:

それでは、最初の議題につきまして順次説明をいただきたいと思います。今日は、二つの議題がありますけれども、一つ説明が終わったら、その後一つ審議をいただき、また、次の議題について説明をしていただいて、次というふうに二つに分けて審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、合流式下水道緊急改善事業の事後評価からお願い致します。

水循環推進課長:

水循環推進課長の水橋でございます。よろしくお願いします。

次第2の市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価についての概略説明をさせていただきます。お手元の資料の13ページの地図にございます真間川と国道14号の北側の京成本線にほぼ囲まれた区域の菅野処理区282haについてのものでございます。

菅野処理区の合流式下水道は、雨天時の菅野下水処理場の処理能力を上回る降雨となりますと、真間と菅野のポンプ場から未処理下水が公共用水域の真間川へ放流されます。

菅野処理区は、ご存知のとおり、昭和47年から供用を開始しておりますが、この合流式下水道緊急改善事業の経緯と致しましては、お手元の資料8ページ「1-5事業の経緯」にございますとおり、平成15年度に下水道法施行令の改正により、公共用水域への合流式下水道からの放流水質基準を改正するとともに、国の補助事業として合流式下水道緊急改善事業を位置づけ、合流式下水道の改善計画を定めて、全国の地方自治体が平成25年度までに対策を実施することとなりました。

本市では、平成16年度に降雨初期の下水、雨の降り始めの下水ですが、約16,300㎡を貯める滞水池の設置を主な対策とした改善計画を策定しました。

その後、21年度には、下水道の新技術に認定された高速ろ過施設 を導入することで、菅野の滞水池などの規模を大幅に縮小すること で、建設事業費の縮減を図る計画変更を行い、更に平成24年度には、 菅野ポンプ場に接続する管渠内に下水を一時貯留することで、菅野ポンプ場での滞水池を廃止し、高速ろ過施設の容量半減により、さらなる事業費の縮減を図る計画変更を行い、平成25年度に本事業が完了しましたので、今回、国の交付金要綱に基づき、本市の合流式下水道緊急改善事業の事後評価を行うものでございます。

この事後評価の詳細につきましては、当課の主幹の林から引き続きご説明させていただきます。

水循環推進課主幹: 水循環推進課の林でございます。

それでは、「市川市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について」、前方のスライド、または、お手元の資料1を使って、ご説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

<2ページ>

説明の順序と致しましては、

- 「1. 合流式下水道の緊急改善事業について」、
- 「2. 菅野処理区の概要」
- 「3. 計画目標と改善対策及び結果」
- 「4. 達成状況のまとめ」

の4つの項目について、説明させていただきます。

<3ページ>

では、1つ目の項目である合流式下水道の緊急改善事業について、ご説明致します。

<4ページ>

まず、合流式下水道について、簡単にご説明致します。

合流式下水道とは、家庭や事業場等から発生する汚水と、雨天時に地表から流れ出る雨水を一つの下水管、いわゆる管渠に集め、下水処理場等まで流下させる仕組みです。

一方、汚水と雨水を別々の管渠で流下させる仕組みは分流式下水 道と呼ばれています。

合流式下水道の問題点としては、降雨の際に、処理場等から、し 尿を含む未処理下水が河川や海などの公共用水域へ放流されるこ とにあります。

例えば、東京都のお台場海浜公園には、下水管内に付着した油、 これはオイルボールと言われるものですが、このオイルボールが砂 浜に漂着するなど、合流式下水道の問題点が顕在化するようになっ てきました。

<5ページ>

次に、合流式下水道の緊急改善について、ご説明します。

平成15年に下水道法施行令が改正となり、平成26年度以降の公共 用水域への放流水質基準がBOD40mg/リットルと定められました。

このことより、国内では、約190都市で合流式下水道が採用されていますが、先程説明した問題を早期に解決するため、合流式下水道を有する全国の下水道管理者に対して、合流式下水道の緊急改善計画の策定が義務付けられました。

以上のことを受けて、緊急改善計画では、3つの目標を達成するための計画内容を定める必要があります。

1つ目は、①分流式下水道並みの汚濁負荷(水質)とすること、 2つ目は、②未処理放流の回数を半減させること、

3つ目は、③きょう雑物の公共用水域への流出を極力防止することです。

この3つの目標を達成するための計画を定め、確実に事業を実施することで、平成15年度に改正された「下水道法施行令」に定められた、雨天時放流水質基準を遵守することができます。

<6ページ>

では、本市の3つの目標を達成するための合流式下水道緊急改善計画の概要について、ご説明致します。

1つ目、分流式下水道並みの放流負荷量にするために、菅野下水処理場内に高速ろ過施設を設置するなどの対策を行いました。

2つ目、未処理放流の回数を半減させるために、既設の下水道管渠 内で貯留させる方式を採用するなどの対策を行いました。

3つ目、きょう雑物の公共用水域への流出を極力防止するために、 真間・菅野のポンプ場に設置しているスクリーンを粗目のものか ら、細目のスクリーンに改修しました。

これらの対策施設は、平成25年度までに、工事を完了しており、 現在は、供用しているところです。

<7ページ>

今の対策施設の位置図をスライドにお示しします。

1つ目、菅野下水道処理場内に高速ろ過施設を設置したのは、このポイントでございます。

2つ目、既設下水管内での貯留を行っています。

3つ目、菅野ポンプ場と真間ポンプ場のスクリーンを粗目から細目 にしました。

<8ページ>

それでは、冒頭のあいさつと重なる部分がございますが、本市合 流式下水道緊急改善事業の経緯について、ご説明致します。

平成15年度の下水道法施行令改正に伴い、平成16年度に当初の計画を策定しました。

その後、平成19年度に国土交通省より、「効率的な合流式下水道緊 急改善計画策定の手引き」が公表され、本市でも採用した高速ろ過 施設等の新技術を採用、また、改善目標の設定方法が部分的に見直 されました。

このような当時の国の最新動向の反映や新技術の積極的導入、更に、一層の事業コスト縮減を図るため、平成21年度と平成24年度に本計画の変更を行いました。

平成21年度の変更は、主に、新技術の高速ろ過施設の採用した改善計画の見直しを行い、その後、平成24年度の変更では、更に、菅野ポンプ場に接続する管渠内に、降雨初期の下水を貯留する施設を追加し、事業費の一層の縮減を図りました。

そして、平成25年度に、高速ろ過施設の整備を完了し、全ての対 策施設が設置され、政令に示される期間までの事業完了に至りまし た。

<9ページ>

それでは、合流式下水道緊急改善事業の事後評価について、ご説明します。

まず、目的としましては、事業主体である市川市が改善目標の達成状況の確認等を行い、その結果を公表することにより事業の成果を市民に広く分かりやすく示すことにあります。

実施時期は、緊急改善事業の終了後3年以内、すなわち、平成25年度に完了しておりますので、平成28年度までには、実施することとなります。

なお、事後評価の実施につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金交付要綱に定めされており、事後評価結果は、国に報告することとなっています。

<10ページ>

では、事後評価の達成方法の手順をご説明致します。

簡単に申しますと、対策前と対策後で、全く同じ降雨が現実的に は降ることはありませんので、全く同じ降雨があったと仮定して、 シミュレーションを実施し、対策前と対策後の比較検討を行って、 達成状況を確認したものです。

具体的な手順ですが、

- ①まず、事業が完了した後、降雨時の水質調査及びポンプ、合流改善対策施設の稼動状況を調査します。
- ②次に、実際に設置した対策施設の効果が評価できるように、調査結果で得られたデータを計画策定時に構築した流出解析モデルに入力します。
- ③そして、計画策定時に設定した本市の代表的な1年間の降雨をデータに当てはめます。

ちなみに、本市の1年間の代表的な降雨年は、平成12年の降雨です。

- ④ ②と③を通じて、対策完了後の未処理放流回数や放流負荷量を シミュレーションにて算出し、
- ⑤対策が未実施の場合での数値及び計画策定時に定めた目標値と の比較を行い、完了した事業内容の目標への達成状況を検証しま す。

<11ページ>

次に、事後評価の意見聴取についてでございます。

事後評価の実施にあたっては、透明性、客観性を確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めることとされています。

このことは、国の社会資本整備総合交付金交付要綱の合流式下水 道緊急改善事業に係る要件として位置づけられています。

このようなことから、これからご説明する事後評価の内容が適正なものであるか、意見をいただくために、本審議会に諮るものです。 <12ページ>

では、2つ目の項目である菅野処理区の概要について、ご説明致します。

<13ページ>

本事業の対象である菅野処理区の位置図をスクリーン右側に、お示しします。

菅野処理区は、昭和36年度に事業着手した本市で最も古い公共下 水道です。 整備面積は、282ha、処理する計画人口は、3万4千人の処理区です。菅野下水道処理場は、真間川に面した位置にあり、施設の上部は、テニスコートとして利用されています。

<14ページ>

次に、菅野下水処理場の水処理工程をご説明致します。この水処理工程は、合流改善対策事業の対策実施前の状況です。

スライドには、菅野ポンプ場並びに菅野下水処理場を拡大してお 示ししています。

菅野処理区内で発生する合流下水は、下水管を通じて、菅野ポンプ場まで流下します。

そのうち、降雨が発生しない日は、汚水をポンプで菅野下水処理場へ送水し、全ての汚水を高級処理と言われる処理工程を通じて、薬品混和池で塩素滅菌してから処理水を真間川に放流します。

一方、雨天時には、汚水の数倍の雨水が菅野ポンプ場に流下してきますので、高級処理の能力を上回る合流下水の一部は、沈殿処理を行う簡易処理のみを行い、更に、簡易処理の能力を上回る合流下水は、菅野ポンプ場の雨水ポンプより、真間川に放流する仕組みです。

<15ページ>

このスライドには、菅野ポンプ場の真間川に面した吐き口を示しています。

このように、高級処理の能力を上回る雨天時には、未処理下水が 真間川に放流され、真間川の汚濁負荷、病原性微生物、ゴミなどに よる悪影響が懸念されるため、対策を実施する必要があります。

写真にはございませんが、真間ポンプ場も同様な施設となっております。以上が、改善事業実施前の状況でございます。

<16ページ>

では、3つ目の項目である計画目標と改善対策及び結果について、ご説明致します。

<17ページ>

まず、3つある目標のうち、1つ目の汚濁負荷量を、いわゆる分流 式下水道並みまでに削減する目標について、ご説明致します。

目標達成のための対策施設として、高速ろ過施設を菅野処理場内に建設致しました。

高速ろ過施設とは、ろ過池を新設し、その中に、小さな特殊ろ材

を充填させて、合流下水を通過させることで、汚濁物質や微細な浮遊物質を取り除く施設です。

なお、高速ろ過施設は、国土交通省による技術開発プロジェクトで技術評価・認定された新しい技術として位置づけられています。 <18ページ>

次に、汚濁負荷量を削減し、目標を達成する仕組みについて、ご 説明致します。

まず、上の図をご覧ください。青い棒グラフは、降雨量を示して おり、時間の経過とともに、水色で示す下水処理場の高級処理を越 える合流下水は、紫色で示す沈殿工程のみとなる簡易処理として処 理されます。

更に、茶色で示す未処理放流量は、処理されることなく真間川に 放流されます。対策前と対策後の比較を行うのには、現実的には、 全く同じ降雨はありませんので、同じ降雨があったらというシミュ レーションを行う必要があります。

そのため、本市の代表的な降雨年である平成12年度の年間降雨が降った場合を想定してシミュレーションを行い、対策前と対策後の放流負荷量を算出しています。

このような水処理の仕組みに基づき、本市の代表的な降雨年である平成12年の年間降雨量が降った場合の1年間の負荷量を算出しています。

このような対策前の状態では、簡易処理の除去率が低く、また、 未処理放流量も多いため、いわゆる分流並みの汚濁負荷量にする目 標は、達成できていません。

これを踏まえ、下の図に示すとおり、対策実施後として、高速ろ 過施設を導入して、簡易処理の除去率を高めるとともに、未処理放 流量が減ることで、汚濁負荷量の削減を図る仕組みとしています。 <19ページ>

次に、汚濁負荷量の削減目標についての達成状況をご説明致します。

対策前の年間の放流負荷量が156.1 t で、国の改善基準として分流式下水道並みの負荷量が121.5 t となっており、市の目標値として改善対策を完了した場合の負荷量を104.2 t と設定しました。

これらの数値は、全て、計画策定時に平成12年度の降雨量が降ったと想定したシミュレーションにて算出しております。

対策後の年間負荷量は、降雨時の水質、ポンプ稼動状況等をシミュレーションに当てはめた結果、102.4 t と算出され、目標値を達成していることを確認しました。

<20ページ>

次に、3つある目標のうちの2つ目の目標である公衆衛生上の安全 確保のため、ポンプ場からの放流回数を半減させる目標について、 ご説明致します。

目標達成のための対策施設として、既設の下水管渠内において、 現在、運用している流入ゲートの操作を改善して、合流下水を一定 量貯留させることで、未処理放流の回数を減らします。

スライドには、菅野ポンプ場のゲート操作イメージをお示ししています。

スライドの左の図にあるとおり、小降雨時には、汚水ゲートの半 開と雨水ゲートの全閉により、目標達成に必要な量を貯めるための 管内貯留を行います。

そして、貯留量を超過した場合には、スライドの右図に示すとおり、雨水系のゲートを全開します。小降雨時における未処理放流の真間川への影響が課題となっていることから、このようなゲート運用を図ることとしています。

ここでは、菅野ポンプ場について、ご説明致しましたが、真間ポンプ場についても同様に、流入ゲートの操作によって、ポンプ場手前の管渠内に貯留する仕組みとなっております。

<21ページ>

公衆衛生上の安全確保のための目標達成の仕組みをスライドにお 示ししました。

対策前に対して、管内貯留による対策を導入並びに高速ろ過施設の処理量も加味し、年間の未処理放流回数のシミュレーションを行います。

<22ページ>

公衆衛生上の安全確保のための計画目標と今回のシミュレーション結果をお示しします。

計画策定時には、対策前の真間・菅野ポンプ場からの未処理放流 回数は、年間で90回と算出しております。今回の管内貯留を導入す ることで、対策目標値である43回を達成できることが把握されまし た。

<23ページ>

次に、3つある目標のうちの3つ目の目標である、きょう雑物の削減のための目標について、ご説明致します。

真間・菅野ポンプ場ともに、ポンプのつまりを防止するため、ポンプの手前に従来からスクリーンを設置していました。そのスクリーンの目幅は、40mmでしたが、これを目幅25mmに改修しました。

改修後、スクリーンに補足された、きょう雑物を調査したところ、 たばこの吸殻等、以前には、真間川に流出していたゴミが補足でき ていたことを確認しました。

<24ページ>

最後に、4つ目の項目である、3つの改善目標の達成状況について、 ご説明致します。

<25ページ>

スライドに示すとおり、

- ①年間放流負荷量の削減目標値10万4千kgに対して、10万2千kg
- ②放流回数の半減の目標値である真間ポンプ場18回、菅野ポンプ場 25回を達成し、
- ③公衆衛生上の安全確保、きょう雑物の削減の目標において、細目 スクリーン設置の対策実施により、その目標値を達成しておりま す。

以上、計画した3項目全てにおいて対策を実施した結果、目標を達成しましたことを、ご報告申し上げます。

説明は、以上となります。

「次第2の質疑応答]

森田会長:

説明をどうもありがとうございました。

以上でございますけれども、合流改善事業は、平成15年度に法律 が改正されて、25年度までに対策を完了させなさいということにな り、市川市では、25年度までに対策が完了しました。

その後、3年間以内に、効果が出ているのか、否かを評価しなく てはいけないのですが、その評価が、まとまりまして、皆さんにご 意見をいただくというのが、今日の趣旨でございます。

かなり技術的な中身もございますので、これは、そもそも、どういう意味なのかという質問でも構いません。どなたでも結構です。

小野委員: はい。(挙手)

森田会長: 小野委員、どうぞ。

小野委員: 小野です。3点の意見と質問があり、お願いします。

1点目は、(5ページ) 1-2の合流式、26年度以降に、BOD40mg/L と書いてあるんですが、基準が70mg/Lから40mg/Lに変わったと表現 したほうが良いと思います。それが1点。

それから、次は、18ページ目標達成の仕組みで、年間放流負荷量でBODが121.5千kg/年ですけれども、どうやって算出したのか。

この下に放流負荷量と書いてありますね。処理量なんぼで、処理能力なんぼ。それか40mg/Lにしたので、それがどこかで出てくると思いますが、その計算式を一つでいいので、伝授していただければ分かりやすいです。

もう一つ、22ページの達成状況ですが、菅野処理区の対策前が54で、改善が27で、半減するということは、目標値も27になると思います。

真間処理区は36で、改善18で、目標値が18で、ということは、菅野の方が2少ないということです。どうして菅野処理区の改善基準の目標値が27になっていないのか、その3点をお願いします。

森田会長: 事務局、その3点について、どうですか。

水循環推進課主幹: まず、1点目でございますが、資料の1-2、5ページのスライドでございます。26年度以降の公共用水域がBOD40mg/Lということで、それ以前につきましては70mg/Lでございました。これは、表記した方が分かり易かったと思います。

それから、続きまして、18ページの分流式下水道並みとするBOD121.5千kg/年の根拠でございますが、分流並みとは、現在、合流式の菅野処理区が仮に分流式であった場合、どれだけの汚濁負荷量が放流されるかという仮定の数値でございます

計算方法は、分流化した汚水の処理場から放流される処理水の汚 濁負荷と、雨天時に道路の表面などから流出し、直接放流される雨 水の汚濁負荷量とを算出して、これを合算しております。 汚水の処理水は晴天時の負荷量59.9千kgと、雨天時負荷の菅野の高級処理の8.2千kgを足した68.1千kgでございます。雨水の汚濁負荷量は、これは地表を伝って流れてくる雨水でございますが、こちらの汚濁負荷量は53.4千kgとなっております。これらを合算すると、先程申しました121.5千kg/年となります。2つ目の質問については、以上でございます。

3つ目の質問について、菅野の対策前が54回、改善基準が27回で、目標値が25回ということで、なぜ、目標値を27回にしなかったのかということでございますが、先程ご説明させていただきましたとおり、管内貯留等々の対策を組み合わせた結果、市の目標値として25回となっております。以上でございます。

小野委員: 再質問をいいですか。

森田会長: はい、どうぞ。

小野委員: 国の目標が半減ということですよね。それは2回少なくても、国の

目標を達成しないとか、するとかで関係ないのですか。それでよかったらいいのですが、単純に半減という目標があるのに半減してな

いですよね。それでいいのかどうか。

それから、先程の表がありましたね。先程の表をできたらこの資料に計算書として入れておいてもらえれば、分かるんで、121.5千kg/年と示してもらったこうだよ、としてもらえればよかったと思います。

先程の話で、国の半減で、なんでそれでいいのか、ちょっと分からないので教えていただけますか。

水循環推進課主幹: 国の基準よりも下回っている、いわゆる厳しいということは、水

質の汚濁がそれだけ少なくなりますので、基準をより厳しく上回っ ているということで市川市の目標値としました。国の目標値ちょう

どでなくてもいいということでございます。

小野委員: すみません。ちょっと良く分からないので、もう一度説明しても

らえますか。

水循環推進課主幹: 対策前に未処理放流回数が54回ございました。それに伴って国は 半分と言っておりますので、半分の27回にしなさいということでご ざいます。市川市では、管内貯留や高速ろ過など色々な対策を組み 合わせた結果、目標としては、27回よりも、もっと厳しい25回とい うのを目標値にしたということでございます。

小野委員: 分かりました。より良い方向だということですね。

森田会長: よろしいですか。

伺いたいです。

では、どなたか、ございますか。増田委員どうぞ。

増田委員: 23ページの3-3「きょう雑物の削減」について、1点だけ伺いたい と思います。スクリーンを40mmから25mmに変更したことで、スクリ ーンの掃除の頻度が多くなったとか、変わらないとか、その辺りを

全体的に目標を達成することによって、デメリットとか負担がないか、同じように、増えたものがないかを伺いたいと思います。高速ろ過施設の管理が意外と大変とか、そのような情報を伺いたいと思います。お願いします。

水循環推進課主幹: ゴミの量でございますけれども、自動化しているので詳細なところまでは分かりませんが、今まで、たばこの吸殻などが河川に放流されていたものが、スクリーンで止まりますので増えている傾向だと思います。

あと、また、高速ろ過施設ができたことに関して、管理料が全体 的に増えているところでございます。ただ、環境の面をよく考えて、 環境に良い施策ということでやっております。以上でございます。

増田委員: 再質問します。

確認ですけれども、スクリーンの掃除も、自動で掃除しているイメージということでよろしいですね。分かりました。大丈夫です。 ありがとうございました。

森田会長:他に、ございますか。井上委員、どうぞ。

井上委員:

井上です。

18ページの代表降雨年というのがありますが、平成12年度の時の、要は計画策定時における代表降雨年、平成12年度。

その計画策定時に過去20年程度の年間総降雨量とかデータに基づいて、平均的に測定したものって書いてあるんですけれども、その平成12年度の過去20年間の、要は降雨量を出しているんですか。

それでないとシミュレーションできないと思うんですが、2000年 以降の方が圧倒的にゲリラ豪雨とか増えていますよね。

それなのに、平成12年より、20年も前のデータを持ち出して、これ位ですって言われても、本当は国の方に言いたいのですが、圧倒的に降雨量が増えているのに、ちょっとおかしいのではないかと思います。

もう少し新しいデータを出すべきと思います。これだったら達成 すると思いますよね。この辺をお願いします。

水循環推進課主幹: 代表総降雨年を設定したのは、当初の、平成16年度に策定した計画よりも前ということです。

こちらの根拠と致しましては、主に、船橋、新木場のアメダスの データでございまして、昭和54年から平成13年の23年間の年間総雨 量について調べました。

その平均との差が10%以内の年、かつ、東京管区気象台及び千葉 観測所のデータで年間総降雨日数について、平均値との差が10%以 内の年ということで、昭和56年、昭和57年、昭和58年、昭和61年、 平成2年、平成12年がだいたい真ん中位だったということございま す。その中で、直近の平成12年を採用致しました。

おっしゃるとおり、最近の方がゲリラ豪雨等で降雨量が増えている、致命的な豪雨が増えていると思います。

井上委員: 1時間で降雨量が50mmを越えると溢れちゃう、そこがネックだという状態だと思いますが、それが結構多くなってきていると、肌で感じますよね。

水循環推進課主幹: 降雨量が増えれば、平均の降雨量も、もう少し多くなるということだと思いますが、確かにそういう傾向があると思いますので、計

画策定時において条件を満たす直近の平成12年を採用させていただ いたということでございます。

井上委員: 分かりました。それでないと、多分、シミュレーションできない

と思います。

森田会長: よろしいですか。

井上委員: はい、ありがとうごじました。

森田会長: では、他にありますか。小川委員、どうぞ。

小川委員: 色々とご説明ありがとうございました。参考までにご教示願いたいのですが、今回の改善事業の1~3をおやりになった事業費がどの

位かかったのか、ということ。

それと、一般的なお話と中央省庁とかも関係もあると思いますが、事業評価をおやりになる場合に、ここに書いてあるのは、事業主体が、実際に有識者の意見を聞きながらおやりになる、ということは、要は、事業をやった方達が、自分で事業の、ここでいう確認と評価をするということで、我田引水と言ったら申し訳ないですが、こういうふうにやって、こう目標に対してこうでした、という結果なんですが。

そうすると、全く部外者というか、第三者がここには介入していないとなると、市の中でやって、お受けしたという結果報告なんで、その辺は、一般的に私の感覚でいうと、事業評価という意味合いは、それでいいのかなという気がしました。

それから、2番目の放流の回数という点が先程お話がでたんですけれども、非常に基本的なことで申し訳ないですが、放流をするか、しないかという決定は、現場の処理場の管理者、あるいは、実際に運転をされている方達が目で見た分量というか、表示されているよということで決めて、じゃあ、こういう時は放流しようとか、このまま放流しちゃおうということで、決定しているんでしょうか。以上です。

森田会長: 事務局よろしいでしょうか。3点の質問がありました。

水循環推進課主幹: まず、1点目の事業費でございますが、約17億6千万円の事業費が かかっております。

> 2点目の事後評価について、自分達で評価して第三者が介入して ないじゃないかというようなお話であったと思います。

> こちらは、市の方で合流改善の事後評価をさせていただいて、第 三者の委員会に、ご意見を聞いてくださいとなっておりまして、そ れが、この下水道事業審議会というふうにしております。

> この意見聴取の根拠としましては、国土交通省の通達には、第三者の会議の構成として、地域の下水道、水環境、水の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等となっております。

従いまして、本審議会は正に合致するのではないかというふうに 考えているところでございます。

あと、3点目の放流する目安ということですが、処理場の中で処理できる量が決まっておりますので、それがどの位越えるのは、ある程度の水位があります。

その水位を目安に、職員が放流するか決めて、放流しているところでございます。雨の降り方にもよります。以上でございます。

小川委員: ありがとうございます。

森田会長: よろしいですか。

杉浦副会長、どうぞ。

杉浦副会長: 放流開始のところで、既設下水道管内の貯留というのがあるので すが、これは、ポンプ場の方に入ってくる量を手前で止めてしまっ て、既存の下水道管内に水を一回貯めておいて、それである程度調

整するという考え方でよろしいですか。

水循環推進課主幹: はい、さようでございます。ある程度まで、小降雨時に管内貯留 を行って、ポンプ場にあまり水が集まってこないようにすることが

管内貯留でございます。

杉浦副会長: あんまりやり過ぎちゃうと流れずに、溜まってしまうから、その

辺は、調整しながら、上手くやらないと、いつも留めとけば、本当 はあまり入ってこないから、この回数もすごく減るんだろうけども、 そういうのばっかりではないという実例があるのですか。

水循環推進課主幹: 一定の貯留量が越えた場合は、雨水を真間川へ直接放流するため に、雨水ポンプ及びゲートを開放して管内貯留をやめております。

ちなみに、直近の菅野ポンプ場と真間ポンプ場で管内貯留する大きさでございますが、菅野ポンプ場の手前では、2,700mm×2,160mm位の大きな管渠でございます。真間ポンプ場の手前では、2,400mm×1,440mmの大きな管渠の中に貯留しているところでございます。

杉浦副会長: はい、分かりました。

森田会長: 他には、よろしいですか。

澤田委員: はい。(挙手)

森田委員: 澤田委員、どうぞ。

澤田委員: 澤田です。先程、きょう雑物の話が出たんですけれども、目標設

定の中で、きょう雑物の目標だけ、「流出を極力防止」という言葉になっておりますが、これを「数値化」するのは、難しいのでしょう

か。

一般的な目標設定のことを考えますと、目標は「きょう雑物の削減」として、目標内容を「スクリーン25mm」にすると、スクリーン25mmの工事を実施して、達成率100%となるんですけれども、これだけを数値化しておらず、「極力」という曖昧な言葉を使っています。

例えば、40mmの時は、これだけとれた。25mmにしたら、これだけ とれたというふうに量の比較ができると、目標が数値化できるわけ ですが、目標を数値化できるのか、どうかを教えてください。

水循環推進課主幹: 国の方で、きょう雑物を「極力」削減しなさいと言っているんで すが、市川市は、元々40mmのスクリーンがあった訳ですが、市によ いう意味で、数値化せずに、「極力」という抽象的な表現になったのではないかということでございます。

森田会長: よろしいですか。

小川委員: よろしいですか。(挙手)

森田会長: 小川委員、どうぞ。

小川委員: 小川です。先程、増田委員からもお話が出ておりましたが、今の

スクリーンのところで、細目にするということで引っ掛かるものが 以前に比べて多くなり、当然、除去しなければならない、除去する

頻度も増えると思います。

その維持費や人件費に関係してくると思います。そういう点で も、改善という意味合いにおいては、今まで掛かっていたコストか らみても、先程、おっしゃったように、17億6千万円をかけて改善 事業をおやりになってので、これから先を見た時に、維持費が今ま でに比べて、より安くなるというということを検討された上なんで

すよね。

水循環推進課主幹: スクリーンの目幅を小さくしたために、先程申しました通り、例

えばこのような小さなものが溜まってきます。

それだけ、ゴミが増えるということで、ゴミなどの処分費が増加 傾向にあると考えます。環境を良くするという意味合いもございま

す。

森田会長: 他に、よろしいでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋伸生委員: 江戸川下水道事務所の高橋でございます。2点質問させていただ

きたいと思います。

達成状況の評価は、あくまでも対策の前後を比較するためのシミュレーションなので、実態はどの位でしょうか。

例えば、先程、井上委員が言われたように最近は、すごく雨が多い気がするということで、実態は、もっと汚濁負荷が出ている気がする、未処理放流回数が増えているという気がします。事業の評価

をするためには、前後できちんと比較しなければならないので、平成12年度の雨を使ってシミュレーションしました。

でも、実際には、大雨時の処理場やポンプ場の運転は、なかなか難しいので、比較の対象にはならないですが、もし、お手元に資料があればで結構なので、汚濁負荷量は、この位とか、未処理放流回数は、現実は何回位とか、その辺の感触でも結構ですので、実態としてはどの位なのかというところを教えていただければと思います。

2点目として、今まで簡易処理をしていたものを高速ろ過と管内 貯留に変えたということでございますが、それでも、まだ未処理放 流が出るということなので、通常の高級処理をして、高速ろ過をし て、更に、簡易処理を併用して、管内貯留をすると未処理放流回数 は、もっと減るんじゃないかと思います。

実態は、どのように運転操作してらっしゃるのか教えていただけ ればと思います。よろしくお願いします。

森田会長: 事務局、どうぞ。

水循環推進課主幹: 1点目の実態でございますが、手元に資料がございますので、読み上げさせていただきます。

92降雨で、1点目の高級処理を行ったことによる流入負荷量、流 出負荷量の除去率でございますが、実際に行ったサンプリング結果 からシミュレーションすると流入負荷量の477.3kgが33.6kgになっ ております。

高速ろ過施設では、流入負荷量の78.7kgが21.2kgで、除去率は約73%となっております。

トータルで考えますと、流入負荷量の556kgが55kgにまで減っているので、実態として約90%除去しているところでございます。

2点目の簡易処理も並列して行った方がいいということでございますが、対策前の簡易処理だけでは、除去率が低くて、分流並みの 汚濁負荷量という基準をクリアする為には、高速ろ過を新設する必要がありました。

簡易処理を廃止し、高速ろ過施設を6万 t とすることが将来的なコストを含めて検討した結果、最も経済的であったということでございます。

森田会長:

最初の質問は、大雨になって雨が増えた時に、放流回数が90回だった時に、最近、去年の雨1年間で見ますと、本当は、110回位になっていますよとかそういう実態を、もし、把握しているなら教えてください。水質がわかればそれも含めて。

2つ目の質問は、トータルコスト勘案して高速ろ過を導入したのですが、これに加えて簡易処理も追加できないか。追加した方がより効果が上がるのではないか。ということです。

極めて専門的な質問ですので、事務局で高橋委員から再度質問の 趣旨を伺い、内容を確認してお答え頂き、そのやり取りを委員の皆 様に報告してください。

今の質問の結果、中身が変わる訳でもありません。ということで、 よろしいですか。

高橋伸生委員: はい、結構です。

森田会長: では、事務局よろしくお願いします。

他には、ありますか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員: 下水道公社の保坂と申します。

私の方から3つ程、質問させていただきます。

最初ですが、資料22ページに、放流の関係で、「放流水質が良好な降雨は除いた未処理放流回数」とありますが、これはどんなことを言われているのか、参考までに教えていただければ思います。

それから、19ページのところで、「対策前、目標、対策後」と負荷量のグラフがありまして、先程、参考資料でご説明いただきましたが、資料として添付した方がいいのではないかというご意見もありましたので、添付される時には、いくつも数字が出てくると、分かりづらいと思います。

公表する場合は、その辺をもう少し工夫した方がいいのかなと思います。私が気になった目標に比べ対策後で、下がっているのも、いいのですが、目標では、この辺までだったけれども、実際の対策がここまでだったんで、更に改善されているんですよ、ということが分かるように、何かしらの説明を加えた方が結果について、ご理解いただくために、いいのかなと思いました。それは、意見として

申し上げます。

あと、参考までに、菅野処理区で、昭和36年から事業をされているということで、こちらは、合流式なんですけれども、水洗化ということで、つなぎこみをほとんどされているということで、100%近いということでよろしいですか。以上です。

森田会長: 1つ目と3つ目が質問で、2つ目が意見でした。1つ目と3つ目の回答をお願いします。

水循環推進課主幹: 資料22ページ目の「放流水質が良好な降雨は除いた未処理放流回数」ということで、汚い水が放流されると公共用水域が汚れてくる訳なんですが、例えば、大雨が降って、その水が河川に出たとしても、通常の雨が河川に入ったということで、そんなに汚くないというようなところで、良好な水質が、放流水質が良好な方を除いた未処理回数ということにしております。

2点目のご意見を頂戴しました。意識して、そういうふうに説明、 公表したいと思います。

3点目の菅野処理区でございますが、100%接続済みとなっています。以上でございます。

森田会長: よろしいですか。

保坂委員: はい。

森田会長: 時間が経ちました。1つ目の議題の他に、もう1つあるのですが、 他に、合流改善について、ご質問やご意見があればお受けしますが、 いかがですか。

(質問・意見なし)

よろしいですか。

では、合流改善は、ここまでということで、次に条例の改正について、2つ目の議題を事務局よりお願いします。

[次第3. 市川市下水道条例の一部改正(案)について(報告)]

河川·下水道 管理課長: 河川・下水道管理課長でございます。よろしくお願い致します。 議題の2点目につきまして、資料2に基づきながら、ご説明致し ますが、本日お配りしました広報等でも照らし合わせながら、ご説 明したいと思います。

はじめに、今回の条例改正の経緯と理由について、その背景も織り込んで、ご説明致します。

最近、下水道への無届接続等によりまして、使用料の徴収ができていない事例等が、市川市だけでなく、各市で問題となっております。

本市におきましても、これまでの調査から同様の事例があること が確認できており、既に是正対応を行っております。

この無届接続と申しますのは、本日皆様にお配りしました広報を ご覧ください。A3のカラー版でございます。こちらの左側の中段、 「接続するまでの流れ」という部分がございます。こちらの一連の 手続きが行われていないことで、無届接続という事由が発生してお ります。

また、これらの使用料の徴収に至るまでの手続きが、申請によることが原則となっているため、届出が出されない限りは、その実態把握を行うことが、非常に困難になっているというような実情があることから要因となったものと考えております。

そこで、今回の条例改正の目的としましては、今後は、こうした 無届接続の再発防止を徹底的に進めることが重要であること。

また、徴収手続き等に関する事項については、条例で明文化することで、適切な運用を図っていくことが必要であることから、今回、改正を行うものでございます。

なお、こちらの改正案でございますが、最終的には、現時点で、 庁内で最終調整を行っているところでございますので、この点につ きましては、ご了承いただきたいと思います。

今後につきましては、議会へ提案しまして、それで決定していく という流れでございます。

それでは、条例改正について、ご説明していきたいと思います。 この表では、今回の改正ポイントを①から③の三つに分類しており ます。

まず、①の無届接続の再発防止に向けた条例の整備としましては、

無届接続の原因者には、3 者、いわゆる実際に工事を行う市の指定 業者、施主等の排水設備を設けなければならない義務者、そして、 本来、工事を行ってはならない指定外の業者が関係しております。

そこで、これら3者に対する処分を強化することを目的としたも のでございます。

はじめに、1 市の指定排水設備業者への指導・処分強化です。

これまで、「市川市下水道排水設備工事業者指定規則」にて、規定していた部分もございましたが、処分規定等を条例に繰り上げることにより、実効性を高め、併せて、規定も強化してまいります。

具体的には、(1)指導・処分を行うに当たり、前提となる指定要件 と責務を規則から条例に繰り上げてまいります。

なお、規則から繰り上げたものについては、カッコ内に規則、上 矢印で示しております。

そして、新たに(2)で是正等の指導規定を設けてまいります。

また、(3) 指導しても改善がみられない場合には、指定の取り消し、 停止処分等の規定を規則から繰り上げてまいります。

停止等の処分基準については、条例とは別に定めてまいりますが、 一例で申しますと、停止は30日、60日と段階的に厳しくなり、取 り消されると2年間、本市で業務ができなくなります。

更に、(4)停止となった業者へは、再発を起こさないよう、業者に 対する講習会開催の規定も新たに設けてまいります。

(5)については、今回の改正の最も大きなポイントでございますが、 再発の抑止策として、最も効果的と考えられます事実公表(社名の 公表等)の規定を新に設けてまいります。

また、(6)から(8)については、指定業者の処分に合わせ、指定業者内におります責任技術者についても、転職や名義貸し等による別会社での行為を抑止するため、禁止・停止規定等、業者に対する処分と同様の規定を規則から繰り上げてまいります。

(9)は、今回の無届工事の中で、これらは、市による検査も行っていないということがありますので、例えば、雨水を下水管につなぐなどの誤った接続工事等の実態もあったものでございます。

そこで、こうした工事に対する是正指導規定を新に設けてまいります。

次に、2 としまして、排水設備義務者となります施主に対する処分の強化についてです。

今回の無届工事では、主にハウスメーカーが施主となった建売物 件等で多数の事例が確認できております。

そこで、こうした施主に対しても処分が行えるよう、(1)で、新た に責務規定を設けて明確にしてまいります。

また、(2)で、指定業者と同様の事実公表ができるような処分規定 を設けてまいります。

なお、施主については、一般の個人、いわゆる市民の方も想定されるため、事実公表等の処分の対象については、こうした行為を複数回繰り返すような悪質な者としまして、一般の個人については、ある程度、配慮を行えるような規定としております。

続きまして、3の指定外業者の処分強化です。

指定外業者については、そもそも排水設備の工事を行ってはならない業者となります。

しかし、実際には、ハウスメーカーから依頼された下請け業者等 による違反事例が多数みられております。

そこで、こうした指定外業者についても、上記の2者と同様に事 実公表の規定等を設けてまいります。

次に、4の罰則、いわゆる過料の強化についてでございます。

条例全般において、違反行為の原因者に対しては、4 として罰則 を強化してまいります。

(1)として、過料の額をこれまでの「5,000円以下」から「50,000円以下」に引き上げてまいります。

また、今回、新たに規定した違反行為、例えば、違反工事等でございますが、これらに対しても、過料をかけることができる規定を設けてまいります。

次に、②の下水道使用料の徴収手続きの明確化のための改正内容 でございます。

(1)は、給水装置、いわゆる水道メーターを増設した場合の届出の義務化を明文化するものでございます。

こちらについては、下に書いてございますが、例えば、アパートなどで、従前は、大家が1つの水道メーターについて、各個の部屋分を一括管理していたものを、途中の段階から、部屋ごとに水道メーターをつけるなどして振り分けた場合などであります。

この場合についても、届出がないと従前の親メーターのみしか市 の方では把握できないので、使用料が徴収できなくなることを考え まして、明文化するものです。

- (2)から(4)については、水道局の料金徴収方法に倣い、これまで 運用していたものを条例で明文化するものでございます。
- (2)は、通常、使用料は、水道局による水道メーターの検針に合わせ、2 か月分ごとに区分し、徴収しておりますが、最初に開栓する時期などによっては、水道の検針日等の都合から 2 か月を超える場合もあるため、ただし書き規定を追加するものでございます。
- (3)は、漏水等による場合の使用料の算定方法について、これまで も運用で取り扱っておりましたが、条例にて明文化するものであり ます。
- (4)については、アパート等において、共同で水道メーターを使用 している場合の算定方法につきまして、これまで運用で取り扱って いた区分について明文化するものでございます。
- (5)は、井戸水を利用する場合の使用料の算定方法について、これまで、一般家庭においては、計測装置を設置していない場合がほとんどでございましたが、そういった理由で定量的に定めておりましたが、最近では、計測装置が設置されるような事例も多くなっておりますので、そういった部分に対応できるよう明文化したものでございます。
- (6)は、標準条例の改正に伴い、例えば、井戸から水道への変更等、 いわゆる態様変更に対する届出義務の規定を設けるものでございま す。

そして、(7)については、これまでの無届接続の是正対応を我々が 行ってきた中で、市から開始届の提出等のお願いしても、一向に応 答がない物件というのがございます。

そういった場合には、徴収までに時間が掛かる場合もございましたので、下水道の使用開始届出が提出されない場合でも、市が下水道の使用を確認したことをもって、下水道使用料を徴収することができるよう、徴収手続きを明文化する規定を設けるものでございます。

そして、最後の③のその他については、公共下水道の敷地、排水 施設に電線等の物件を設ける際の許可規定が、現状では、分かりづ らい部分もございますので、より分かりやすい規定に改めるもので ございます。

以上が改定の概要となります。

あと、今後の予定をお知らせ致しますと、条例案については、最終的な庁内調整を経た後、12月議会へ議案を提出し、議案審議後の議決によって、最終決定となってまいります。

議決後、②と③の処分規定以外の事項については、公布後、直ちに施行するものとし、処分強化等の規定については、約3か月の周知期間を経て、29年4月1日から施行してまいりたいと考えております。

なお、周知期間中については、処分が厳しくなることを踏まえ、 指定排水業者等の関係者に対しても、丁寧な説明を行いまして、十 分な理解をいただくように努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

[次第3の質疑応答]

森田会長: はい、ありがとうございました。

無届接続について、そういうことがないように条例を改正してい こうという趣旨で、これは案なんですけれども、12月議会で議決後、 順次、施行していくという、そういう説明でございました。

これにつきまして、皆さんから、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

塚越委員、どうぞ。

塚越委員: 塚越です。質問をさせていただきます。

①の「4 罰則(過料)の強化」ということですが、5 千円から 5 万円の根拠を教えていただきたいと思います。

下水道を引き込む時に、個人宅で10万円から20万円程を負担して下水道を引いております。

建売業者が5万円を払っただけで下水道を使えるようになるなら、 建売業者にとっては、そんなに負担に感じない金額ではないかなと 思っておりますので、5万円の根拠を教えてください。

森田会長: 事務局お願いします。

河川・下水道 過料の規定については、地方自治法において5万円が限度となっ 管理課長: ております。 なお、過料が5万円程度であれば、業者の方も再度、違反をやってしまうんではないかということを考えましたので、大きな抑止策としましては、社名公表等で、そうすれば業者の知名度も傷がつきますので、そういったことで抑止策を図っていくということで考えております。以上です。

塚越委員:

建築許可を出す時に、建築状況を見に来ますよね。その時の建て あがる前に発見するという方法はないのですか。

河川・下水道 管理課長: 建築許可については、建築基準法ということでございまして、排 水設備については、建築基準法の中で縛ってない部分ということが ございます。

そして、最近、建築許可については、民間に行っている部分が非常に多くて、我々、市としても、民間にいっているものを、なかなかその時点で把握していくことが困難という実状がございます。ただ、今現在は、建築確認データについて、後からでもデータを確認しまして、確認物件が無届にならないよう、手立てを講じているところでございます。以上です。

森田会長:

よろしいですか。

では、小川委員、どうぞ。

小川委員:

ご説明をありがとうございました。

ちょっとそれるかもしれませんが、ここでは、接続や料金の徴収ということでしたが、その後の、よく一般の家庭にチラシみたいのが入っていて、要は排水設備のつまりとか、修理改善をする業者がいて、それは、お役所とは全く関係なく、個人のベースで誰でも排水管を奇麗にしますということですが、その点の関係では、お役所とは全く切り離されていて、彼らもお役所とは関係ないと書いてありますが、契約している訳ではありませんと。

ただし、つまったりした時に管を奇麗に浄化してもらわないと、 家庭の方では、つまりが激しくなってくるとなりますので、という 場合には、そこは民間レベルでやってて良い、あるいは頼んでやっ てもらおうということでしょうか。 河川・下水道

設置後の通常の管理については、あくまでも、所有者や使用者が

管理課長:

管理することが原則となります。

小川委員:

一般家庭のレベルなんですね。

河川 • 下水道

はい、そうです。

管理課長:

小川委員:

分かりました。

森田会長:

他には、いかがでしょうか。

増田委員:

はい。(挙手)

森田会長:

増田委員、どうぞ。

増田委員:

今回の改正の経緯ということで、「無届の下水道への接続工事の再発防止」ということですが、現段階で無届による接続工事というのは、何件位あると把握しているのでしょうか。是正を対前年度でどれ位とか、もし分かればよろしくお願いします。

河川·下水道 管理課長: はじめに、我々の方でつかんでいる疑いのある件数は、概ね2,200件程度と考えておりまして、その後、市で、今年から開始した一斉調査により、対象物件が1,750件ございました。

10月31日現在、1,750件を全戸訪問致しまして、と申しましても、不在のお宅もありましたが、その中から市が開始届等手続きのお知らせを配布したのが約550件、そのうち、手続きが完了したのが約350件、不在者に対してはポスティングを行うものとして、2回目のポスティング済みが約400件、1回目のポスティングに留まっているのが約800件ということでございます。以上です。

森田会長:

よろしいですか。

增田委員:

はい。

森田会長:

他には、いかがでしょうか。小野委員、どうぞ。

小野委員:

水道のメーターがありますよね。下水道はメーターがないので、 見つけた時に、どうやって徴収するんですか。水道料金で徴収です ね。「つないでいるのに、払ってないね。ということで徴収します。」 っていうことでやる訳ですか。

河川·下水道 管理課長: 料金の算定につきましては、おっしゃるとおり、水道メーターを 参考に算定を行いますが、我々の最初の見つけ方としましては、水 道料を支払っていて、下水道使用料を支払っていない物件を、突き 合せしまして、その中から見つけていくということでございます。 以上です。

小野委員:

じゃあ、簡単にできますね。だって、徴収するって、払っていないんだったら、そのデータがある訳だからね。

河川·下水道 管理課長: ただですね、接続確認というのは、実際に現地に行って、実際に 見てみないと浄化槽を利用している場合もございますので、流れと か、全て確認しないと分からない部分もあるので、調査を行ってい ます。以上です。

森田会長:

よろしいですか。

他には、いかがでしょうか。

井上委員:

はい。(挙手)

森田委員:

井上委員、どうぞ。

井上委員:

井上です。今回の条例を改正するために調べられたのでしょうか。 前々から、ずっと分かっていて、これ位の件数があるんだよと、市 議会議員さんがご存知ということは、そういうことですよね。

前々から分かっていて、今回、改正するから確実にやろうという ことで動き出したということでいいんですか。そうすると、どの位 前から動き出したんですか。

例えば、1 年前から動き始めたとか。その辺のところをお願いします。

河川・下水道 管理課長: 無届の接続の疑いのある物件というのは、恐らくあるのではないかということを従前から考えてはおりましたが、前回の審議会で申し上げた通り、平成30年度から公営企業会計の移行ということで経営基盤をしっかりと強化していこうということを踏まえ、これまでの問題を解消するため、28年2月位から本格的に動き始めました。以上です。

井上委員: はい。ありがとうございました。

森田会長: よろしいですか。

他に。どうぞ。

幸前委員: 幸前です。こういう条例が出来てくると、そういう無届の接続が

減ってくるということになるんでしょうか。

河川·下水道 管理課長:

森田会長:

今回の条例改正は、業者に対しての処分の強化する、再発防止を していくというのが、大きな目的となります。

我々、市の職員もこれまで以上に、建築確認をチェックするなど、 そういった部分で未然に防ぐ対策を強化していきます。このような 対応によりまして、今後については減っていくのではないかという ふうに考えています。以上です。

他に。はい、どうぞ。

高橋伸生委員: 江戸川下水道事務所の高橋でございます。

よろしいですか。

無届接続がこんなにあるのかと実はびっくりした数字です。疑いのある件数が 2,200 件とは大変な数字だなと。

公営企業会計の経営基盤の強化だとか、負担の公平だと思うんで すね。きちんとお金を払っている人と、だまって知らんぷりして払 わない人と。

それは、あってはいけないことなので、そのために、水道料金を払っている人と、下水道料金を払っていない人とを、突き合せて判明した 1,750 件に対して、短い間に訪問などに回っていて、市は大変な努力をしているんだな、頑張っているんだなと私は感じました。

私が思うのは、無届接続の方は、往々にして、違反工事をしてい

る所も結構あるのではないかと思います。無届でやるくらいですから、屋根の雨どいを汚水につないだりという違反工事。

それの是正措置規定を下水道条例に追加されるのは、大変良いことだと思いますので、是非、実効性のある規定でお願いしたいと思います。

要は、先程おっしゃった通り、届け出を出しなさいと言っても一向に出さない業者もいるということなので、是正しなさいと言っても一向に是正しない業者が多分出てくるのだろうと。

そこで、いかに、是正措置を命じた時に、確実に是正させるかが 大事なことだと思うので、具体的にどうかとすぐにアイディアは思 い浮かばないのですが、条例で定める以上は、是非、実効性のある 形で考えていただければいいかなと思います。よろしくお願いしま す。

森田会長: 事務局、いかがですか。事務局としては、受け賜わって善処する ということでいいですか。

河川·下水道 管理課長: はい、実効性のあるものにしていきたいと思います。

森田会長: 他には、いかがでしょうか。

塚越委員: はい。(挙手)

森田会長: 塚越委員、どうぞ。

塚越委員: 実際に下水道を引き込む時に、業者の方が勧誘といいますが、見回って歩く業者の方が多かったんですね。

その時に、何で決めるかというと、来た方の値段で判断したりするんです。

それで、この業者が市の業者かどうか、いまいち把握できないうちに、値段やなんかで決めてしまうことが多かったので、その辺、きちんと市の指定業者であるということが分かる、勧誘する時に分かるような方法を市の方から業者へ指示、ご指導していただければ、値段でなく、きちんとした業者を選ぶという市民の選択方法ができ

てくるのかなと思います。

河川・下水道 管理課長: 今後は、指定業者については、より一層、指導を強化しまして、 市民の皆様に接する場合も、そういう形で、しっかりやれるような 体制を整えていきたいなと考えております。以上でございます。

森田会長

他には、よろしいですか。ご意見やご質問はありませんか。 それでは、特に、ご質問やご意見等がないようですので、第2回 の下水道事業審議会を閉会したいと思います。皆様、どうもご苦労 様でございました。

【 午後3時30分閉会 】

平成28年12月21日

市川市下水道事業審議会 会長 森田 弘昭